

3. 終わりに

今回の提言内容は、今後約10年の本県における特別支援教育の在り方について述べたものである。

現在、国においては、障がい者に関わる大きな制度変更が予定されている。今後、動向に十分留意され、特別支援教育の枠組みに係る制度変更等が行われた場合は、的確な対応がなされるよう希望する。

また、諮問課題には直接関連しないが、検討委員会及び地区別広聴会において発言されたいいくつかの意見を以下に列記したので、本県の特別支援教育施策の参考とされたい。

(1) 検討委員会の場の他の意見

- ・乳幼児期の様々な悩みを抱える保護者に対して、相談できる体制や場の充実を図る必要がある。また、専門家チームや巡回相談、特別支援学校のセンター的機能、保健、福祉、医療機関等の様々な専門機関が連携を図りながら子どもの育ちを支えていく必要がある。
- ・様々な機関での相談内容や支援内容を、幼稚園や保育所へ情報提供するとともに、幼稚園や保育所に対する人的配置を充実させる必要がある。
- ・特別支援学校の子どもが地域の小中学校とさらに交流を図れる仕組みについて検討する必要がある。
- ・社会情勢の急激な変化により、人との関わりが急激に希薄となってきている。保護者や地域関係者が、子ども同士が魂を天外に飛ばして遊べる環境（放課後子ども教室、自治会単位の寺子屋等）を日常的に提供し、障がいの有無に関わらず、子どもを一緒に集めて遊ばせる環境づくりが必要である。
- ・高等部の生徒が今後も増加する傾向である。そのため、放課後クラブのように保護者が安心して預けられる場所をつくっていく必要がある。

(2) 地区別広聴会の意見

○特別支援学校

- ・入学前に学校体験等の機会を増やして欲しい。子どもに関して、早い時期から情報を得られる仕組みづくりが必要である。
- ・高等部に入学し、初めて集団を経験する生徒もいる。高等部での集団教育が、生徒の成長過程において価値あるものと感じている。しかしながら、通学の負担が大きい生徒もいるため、負担の軽減が必要である。
- ・進路指導とともに、高等部を卒業した後の支援を考えて欲しい。療育手帳を取得できない生徒は、福祉の就労支援サービスさえ受けにくく、一般就労を目指すとしても、就職難と言われる昨今ではさらに難しい。
- ・地域で育て就労させたいと考えており、地域に高等部分教室を設置して欲しい。
- ・小中学校の廃校舎や空き教室を、特別支援学校の分校や分教室として活用して欲しい。

- ・知的障がいが比較的軽度の生徒に対して、高等特別支援学校を設置して欲しい。

○小中学校

- ・通級指導教室の担当が1名のため、研修に出かけにくい。複数配置として欲しい。また、事前に研修を受けた教員を通級指導教室担当者として欲しい。
- ・小中学校で初めて特別支援教育を担当する教員に対しては、少なくとも前年度には研修を受けさせる等、計画的な配置になるよう努めて欲しい。
- ・特別支援学級担任の講師割合が高い。また、1年ごとに異動するケースも多い。小中学校に、特別支援教育に卓越した教職員を配置して欲しい。
- ・地域においては、困ったときに相談できる場や人がいない。時間をおいてではなく、子どもと接している場面をすぐに見て欲しい。いつでも相談できる場所があり、そこに保護者も集えれば良い。
- ・心の病に苦しむ子どものために、スクールカウンセラーを配置して欲しい。
- ・特別支援学級の一学級定員8人は多く、定員の改善をして欲しい。
- ・知的障がいがなく情緒障がいがある子どもについて、中学校や高等学校でのサポート体制の整備に努めて欲しい。
- ・居住区の小中学校で特別支援学校と同じ教育が受けられると嬉しい。
- ・小中学校ごとに通級指導教室の設置が必要である。
- ・特別支援学級の担任をしたいという教員が増えると、必ず学校のスキルアップにつながる。
- ・特別支援学校の教員が講師となり、小中学校の教職員が学ぶ場（ゼミのような）をもっと設けて欲しい。

○高等学校

- ・高等学校に特別支援学級を設置しても良いのではないか。できるだけ生徒の選択肢を増やすべきである。教育の平等性にも関わることであり、支援を必要とする生徒がいる場合、進学先の高等学校でも継続した教育体制として欲しい。
- ・高等学校に入学することがゴールではなく、卒業後に就労させたいと考えている。私立高等学校もサポート体制は整っていない。発達障がいのある生徒はどこへ進学したら良いのかわからない。

○発達障がい

- ・発達障がいについて、どこへ相談すれば良いのかわからない。リーフレット等を配布し、周知を図って欲しい。
- ・学校現場と医療関係者の連携をさらに進めて欲しい。医療で診断を受けても、それが学校生活にどのように活かされているのかがわからない。相談する場等も必要である。

○障がい者雇用

- ・教育現場でも積極的に雇用する必要がある。理解・啓発にもつながる。

資 料

○用 語 說 明	· · · · ·	P25
○諮 問 書	· · · · ·	P29
○設 置 要 綱	· · · · ·	P31
○檢 討 經 過	· · · · ·	P32
○委 員 名 簿	· · · · ·	P34

用語説明

(か行)

●高機能自閉症

3歳ぐらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言語の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。 [出典：文部科学省HP]

●高等特別支援学校

高等部生徒のみの特別支援学校である。多くの場合、卒業後の一般就労（一般の事業所等への就労）を目指し、職業科などのカリキュラムを組み、職業教育に取り組んでいる。知的障害特別支援学校の高等部生徒の増加や職業教育の充実の観点から、近年、設置学校数が増加している。

[出典：全国各高等特別支援学校HP参考]

●交流及び共同学習

障害のある子どもとない子どもの相互理解を促進することを目的とする活動である。特別支援学校と小・中学校等では、学校行事や総合的な学習の時間、教科等で直接触れ合う活動や、ビデオレターやインターネットを使って間接的に触れ合う活動を行っている。

[出典：文部科学省HP及び小・中学校学習指導要領参考]

●個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的視野に立って、一貫して的確な支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画を指す。

[出典：文部科学省HP]

●個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画を指す。 [出典：文部科学省HP]

(さ行)

●就学指導

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が行われ、適切な教育の場への就学を指導する必要がある場合、教育委員会が中心となり、法令等に基づいて行う一連の手續や指導のことを指す。 [出典：文部科学省HP参考]

●就学相談

障害のある子どもがその障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定するために、教育委員会が保護者に対して行う相談のことである。

[出典：文部科学省HP参考]

●就労支援機関

障害者の就労を支援する機関である。障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害福祉サービス事業所等がある。

[出典：厚生労働省HP参考]

(た行)

●通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍する障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で受ける指導形態である。

[出典：文部科学省HP]

●特別支援学級

学校教育法第75条第2項各号に該当する児童生徒（知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のあるもので、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの）で編制されている学級で、特別な教育課程を編成し教育を行う場を指す。

[出典：文部科学省HP参考]

●特別支援学校

学校教育法第72条で規定された学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。学校教育法が一部改正され、平成19年4月1日以降これまでの「盲・聾・養護学校」の名称は「特別支援学校」になった。島根県内には12校の特別支援学校がある。

[出典：文部科学省HP参考]

●特別支援学校のセンター的機能

学校教育法第74条で規定されており、特別支援学校がこれまで培ってきた高い専門性を活かしながら、地域の幼稚園、小・中学校又は高等学校等の要請を受けて必要な助言又は援助を行う機能のことである。[出典：文部科学省HP参考]

●特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、担任への支援、保護者からの相談窓口などの役割を担う人材を指す。

[出典：文部科学省HP参考]

●特別支援連携協議会

県全体では「しまね特別支援連携協議会」、各教育事務所ごとに「広域特別支援連携協議会」、各市町村ごとに「特別支援連携協議会」を設置し、それぞれの圏域内の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校と保健、福祉、医療、労働等の関係機関が連携・協力し、学校等における特別支援教育を支援するためのネットワークを図ることを目的とする会を指す。

[出典：平成22年度特別支援教育総合推進事業実施要項<島根県>参考]

(な行)

●にこにこサポート事業

小学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいのある児童に対して、当該学校の実態や意向を踏まえ、市町村教育委員会と県教育委員会が協議の上、特別な支援のための非常勤講師を配置し、当該児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために必要な支援を行う。あわせて学校における適切な教育的支援の在り方を明らかにするとともに、校内体制の充実に資するための島根県独自の事業であり、正式名称は「特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）」である。

[出典：特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）実施要項<島根県教育委員会>参考]

●二次障がい

発達障害のある子どもにおいて、周囲の正しい知識や理解、またそれに基づく適切な支援が十分に行われていない場合に、自己評価が極めて低下する等の二次的なことにより、学習意欲の低下、自暴自棄、不登校傾向、暴力的な行動の頻発等の状態が現れることである。

[出典：文部科学省HP参考]

(は行)

●発達障がい

発達障害者支援法には、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

[出典：文部科学省HP]

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し段差等の物理的障壁の除去をいうことが多い。より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる

[出典：平成18年版障害者白書]

●分教室

特別支援学校に在籍する子どもが、地域で専門性の高い教育を受けることができるという視点にたち、地域の小・中学校や高等学校の余裕教室等を改修して教育を受ける場のことを指す。指導に当たる教員は、特別支援学校の教員である。

[出典：島根県HP参考]

(や行)

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされたバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方である。

[出典：平成18年版障害者白書]

(ら行)

●療育手帳

知的障害児・者に対して、一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置を受けやすくすることを目的とし、都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する障害者手帳のことである。18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所が判定を行う。

[出典：厚生労働省HP参考]

(その他)

●ADHD（注意欠陥多動性障がい）

年齢、或いは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

[出典：文部科学省HP]

●LD（学習障がい）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因なるものではない。[出典：文部科学省HP]

※注意

障がいの「がい」の表記については、原則、ひらがな表記としている。ただし、出典文が漢字としている場合は、そのとおりの表記（害）とした。



平成22年5月18日

「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」

会長 池尻和良様

島根県教育委員会教育長 今井康雄



次の事項について理由を付して諮問いたします。

今後の特別支援教育の在り方について

(理由)

平成19年4月、学校教育法等の一部改正の施行により、特別支援教育は、特別支援学校のみならず、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒等も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍するすべての学校等において実施されることになりました。

本県においても、平成19年3月に「今後の特別支援教育の推進に向けた盲・ろう・養護学校から特別支援学校への転換基本計画」を策定し、複数の障がい種に対応した学校づくり、多様な学習機会の確保、地域における特別支援教育のセンター的機能等といった当面の特別支援学校の在り方についての方向性を示してまいりました。

しかしながら、近年の特別支援教育の対象となる児童生徒等の在籍者数が予想を上回る増加となっており、小学校・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒においてはこの10年で約1.7倍の増加となっております。

また、12校ある特別支援学校においても、在籍する児童生徒等の障がいが重度・重複化、多様化していることや、特に、知的障がい特別支援学校高等部に在籍する生徒数は、この5年間で約1.5倍という高い増加率を示しており、これらに対して適切に対応することが喫緊の課題となっております。

今後もこのような増加傾向は続く予想されることから、転換基本計画で踏み込めなかった特別支援学校における教育環境の整備や幼稚園から高等学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒等への支援等についての在り方・方向付けが早急に求められております。

そのため、次年度から約10年程度を展望した今後の特別支援教育の在り方、進むべき方向性をお示しいただきたく、ご審議をお願いするものであります。

(検討事項)

- (1) 新しい障がい種への対応について
- (2) 知的障がい者等の卒業後の就労対策について
- (3) 各圏域の複数障がい種対応について
- (4) 特別支援学校のセンター的機能について
- (5) 特別支援学校高等部（知的）の生徒急増対策について
- (6) 特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策について
- (7) 幼稚園・保育所から高等学校までの支援について
- (8) 関係部局との連携・役割分担について
- (9) 特別支援教育の理解・啓発について
- (10) 教職員の育成について

「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」設置要綱

(設 置)

第1条 島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、今後の特別支援教育の在り方について、次の事項を検討審議するため、「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 新しい障がい種への対応について
- (2) 知的障がい者等の卒業後の就労対策について
- (3) 各圏域の複数障がい種対応について
- (4) 特別支援学校のセンター的機能について
- (5) 特別支援学校高等部（知的）の生徒急増対策について
- (6) 特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策について
- (7) 幼稚園・保育所から高等学校までの支援について
- (8) 関係部局との連携・役割分担について
- (9) 特別支援教育の理解・啓発について
- (10) 教職員の育成について

(組 織)

第2条 委員会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会 長)

第4条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の議長は、会長をもって充てる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 島根県教育庁特別支援教育室に事務局を置き、検討委員会の庶務及び関係課との調整を処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

検 討 経 過

開 催 日	内 容 (議 題)
5月18日(火)	第1回 ○現状説明
6月25日(金)	第2回 ○新しい障がい種への対応について ○知的障がい者等の卒業後の就労対策について
7月23日(金)	第3回 ○幼稚園・保育所から高等学校までの支援について ○特別支援学校のセンター的機能について
8月23日(月)	第4回 ○特別支援学校のセンター的機能について ○各圏域の複数障がい種対応について ○教職員の育成について
9月17日(金)	第5回 ○特別支援教育の理解・啓発について ○関係部局との連携・役割分担について
10月21日(木)	第6回 ○広聴会での意見について ○中間まとめについて (これまでの意見について)
11月12日(金)	第7回 ○特別支援学校高等部 (知的) の生徒急増対策について ○特別支援学校の将来像と校舎の老朽化対策について ○まとめに向けて (就労対策について)
12月17日(金)	第8回 ○まとめに向けて (就労対策について、複数障がい対策について、高等学校の発達障がい対策について)
1月20日(木)	第9回 ○まとめについて (答申案について)

●学校視察

開催日	学校名
5月27日(木)	県立盲学校 県立松江ろう学校 県立松江養護学校 県立松江清心養護学校 県立松江緑が丘養護学校 松江市立母衣小学校(特別支援学級)
7月2日(金)	県立出雲養護学校(本校、邇摩分教室) 県立浜田ろう学校 県立浜田養護学校

●地区別広聴会(島根の特別支援教育を語る会)

開催日	会場名	開催場所	参加者数
8月21日(土)	石見会場	浜田市野原町 いわみ〜る	34名
8月28日(土)	隠岐会場 (島前地区)	西ノ島町大字別府 至誠館	15名
8月29日(日)	隠岐会場 (島後地区)	隠岐の島町西町 隠岐島文化会館	18名
9月11日(土)	出雲会場	出雲市小境町 青少年の家	55名
合計			122名

「今後の特別支援教育の在り方に関する検討委員会」 委員名簿

1. 学識経験者

島根大学教育学部 准教授（臨床心理士）	三宅 理子
---------------------	-------

2. 医療関係者

島根県立大学 副学長（出雲キャンパス：臨床病態学）	山下一也
東部島根医療福祉センター 院長	伊達 伸也

3. 福祉関係者

島根県保育協議会 会長	南場 安正
(社) 四ツ葉福祉会 副理事長（知的障がい者授産施設）	富田 幹彦
(社) いわみ福祉会 こくぶ学園 園長（知的障がい児施設）	奥田 邦弘
島根県中央児童相談所 相談支援グループ課長	佐々木 雅仁

4. 就労支援関係者

(社) 親和会 出雲障がい者就業・生活支援センター 所長	高木 加津枝
就労支援事業所 豆の樹（株式会社ISM 代表取締役）	小豆澤 貴洋

5. 保護者

島根県自閉症協会 会長	白川 英代
松江市PTA連合会 推薦	小西 直之

6. 市町村教育行政関係者

松江市教育委員会 特別支援教育課長	河井 克典
安来市教育委員会 指導主事	青砥 玉枝

7. 教育関係者

島根県国公立幼稚園長会 推薦（松江市立津田幼稚園長）	佐々木 明美
島根県特別支援教育研究会 推薦（松江市立津田小学校長）	内田 公樹
島根県公立高等学校長協会 推薦（島根県立松江工業高等学校養護教諭）	下岡 光子
島根県特別支援学校長会 推薦（島根県立出雲養護学校長）	池尻 和良

以上17名（敬称略）